

## 第二種貨物利用運送事業（鉄道）

（貨物利用運送事業法第27条に基づき掲示）

### ■第二種貨物利用運送事業者

株式会社バンテックは、主たる事務所及びその他の営業所において、  
以下許可番号を以って利用運送事業許可を得て運営している事を証明する。

許可番号： 関自貨第377号

○主たる事務所の名称及び位置

名 称	位 置	備 考
株式会社バンテック	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号	

### ■利用運送機関の種類

種 類
鉄道

### ■利用運送区域又は区間

拠点駅	仕向駅
北九州貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道株式会社のコンテナ貨物取扱駅
宇都宮貨物ターミナル駅	
梶ヶ谷貨物ターミナル駅	
仙台貨物ターミナル駅	
東京貨物ターミナル駅	
新座貨物ターミナル駅	
越谷貨物ターミナル駅	
横浜羽沢駅	
土浦駅	
水戸駅	
広島貨物ターミナル駅	
新南陽駅（※）	
四日市駅	
熊谷貨物ターミナル駅	

（※）新南陽駅は防府貨物新営業所を経由する貨物運送の集配行為を行なう事ができる。

### ■貨物の集配の拠点

拠点駅	仕向駅
北九州貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道株式会社のコンテナ貨物取扱駅
宇都宮貨物ターミナル駅	
梶ヶ谷貨物ターミナル駅	
仙台貨物ターミナル駅	
東京貨物ターミナル駅	
新座貨物ターミナル駅	
越谷貨物ターミナル駅	
横浜羽沢駅	
土浦駅	
水戸駅	
広島貨物ターミナル駅	
新南陽駅（※）	
四日市駅	
熊谷貨物ターミナル駅	

（※）新南陽駅は防府貨物新営業所を経由する貨物運送の集配行為を行なう事ができる。

### ■業務の範囲

範 囲
一般事業